

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
四條畷市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
四條畷市長

公表日
令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	四條畷市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。また、番号法別表第2に基づき、特措法による予防接種の事務に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①住民基本台帳を基に予防接種履歴の登録 ②予防接種履歴の照会に関する事務 ③予防接種の勧奨や案内通知等の作成 ④予防接種委託料支払い処理 ⑤各種補助金・交付金・扶助費等の支払い処理 ⑥各種補助金等事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、住基システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理(予防接種)システム情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の14の項及び別表の126の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1主務省令」という。)第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 ①番号法第19条第8号及び別表第2の115の2の項 ②番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ③番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 情報照会の根拠 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の154の項 ②番号法第19条第16号 ③番号法第19条第6号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市総務部総務課 電話 072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市 健康福祉部 保健センター 〒575-0052大阪府四條畷市中野三丁目5番28号 電話:072-877-1231

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月24日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 ①番号利用法第19条第7号及び別表第2の115の2の項	1 情報提供の根拠 ①番号利用法第19条第8号及び別表第2の115の2の項	事後	番号法改正(令和3 年 9 月1日施行)に伴うズレを修正
令和3年8月24日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 情報照会の根拠 ①番号利用法第19条第7号及び別表第2の115の2の項	2 情報照会の根拠 ①番号利用法第19条第8号及び別表第2の115の2の項	事後	番号法改正(令和3 年 9 月1日施行)に伴うズレを修正
令和4年1月7日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	四條畷市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。また、番号利用法別表第2に基づき、特措法による予防接種の事務に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①住民基本台帳を基に予防接種履歴の登録 ②予防接種履歴の照会に関する事務 ③予防接種の勧奨や案内通知等の作成 ④予防接種委託料支払い処理 ⑤各種補助金・交付金・扶助費等の支払い処理 ⑥各種補助金等事務	四條畷市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。また、番号利用法別表第2に基づき、特措法による予防接種の事務に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①住民基本台帳を基に予防接種履歴の登録 ②予防接種履歴の照会に関する事務 ③予防接種の勧奨や案内通知等の作成 ④予防接種委託料支払い処理 ⑤各種補助金・交付金・扶助費等の支払い処理 ⑥各種補助金等事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書¹の交付を行う。	事後	
令和4年1月7日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 ①番号利用法第19条第8号及び別表第2の115の2の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第59条の2 2 情報照会の根拠 ①番号利用法第19条第8号及び別表第2の115の2の項 ②別表第2主務省令第59条の2	1 情報提供の根拠 ①番号利用法第19条第8号及び別表第2の115の2の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第59条の2 ③番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における「ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ」) ④番号法第19条第6号(委託先への提供) 2 情報照会の根拠 ①番号利用法第19条第8号及び別表第2の115の2の項 ②別表第2主務省令第59条の2 ③番号法第19条第16号 ④番号法第19条第6号	事後	
令和4年3月29日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項及び別表第1の93の2の項	番号利用法第9条第1項別表第1の10の項及び別表第1の93の2の項	事後	
令和4年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年12月31日 時点	令和3年2月28日 時点	事後	
令和4年3月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年2月1日 時点	令和4年2月28日 時点	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年2月28日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年2月28日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	
令和6年7月22日	I 関連情報 5評価実施期間における担当 部署	①部署 新型コロナウイルス予防接種プロジェクトチーム ②所属長の役職名 担当課長	①部署 健康福祉部 保健センター ②所属長の役職名 保健センター所長	事後	
令和6年7月22日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和5年6月30日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年6月30日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月22日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	四條畷市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。また、番号法別表第2に基づき、特措法による予防接種の事務に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	四條畷市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）に基づき、特措法による予防接種の事務に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和6年7月22日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の10の項及び別表第1の93の2の項 番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第6号（委託先への提供） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1主務省令」という。）第67条の2	・番号法第9条第1項別表の14の項及び別表の126の項 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1主務省令」という。）第67条の2	事後	
令和6年7月22日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 ①番号法第19条第8号及び別表第2の115の2の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。）第59条の2 ③番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ④番号法第19条第6号（委託先への提供） 2 情報照会の根拠 ①番号法第19条第8号及び別表第2の115の2の項 ②別表第2主務省令第59条の2 ③番号法第19条第16号 ④番号法第19条第6号	1 情報提供の根拠 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表154の項 ②番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ③番号法第19条第6号（委託先への提供） 2 情報照会の根拠 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表154の項 ②番号法第19条第16号 ③番号法第19条第6号	事後	